

# 考え、話し合い、学び合う いじめ防止の授業に向けて

～「いじめ事例別ワークシート」の活用～



三重県教育委員会

# 目 次

はじめに／「いじめ事例別ワークシート」の目的とねらい	1
効果的ないじめ防止の授業に向けた留意点	2
「いじめ事例別ワークシート」を活用したいじめ防止の授業の進め方	3
【指導例】事例1－2 小学校（中・高学年） 《意図せずに相手を傷つけてしまうケース》	4
【指導例】事例6－2 中学校 《いじめにより学校を欠席するケース》	5
【指導例】事例5－3 高等学校 《いじめを生まない、傍観者を作らない学級づくり》	6
【参考1】いじめ防止の授業における児童生徒からの質問及び回答例	7
【参考2】弁護士によるいじめ防止の授業での実際の説明内容（例示）	8

## はじめに

近年、いじめによる自殺などの報道が後を絶たず、児童生徒が健やかに成長していくために、いじめ予防教育や支援の充実を図っていくことが求められています。

平成 29 年度に本県が文部科学省より「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」委託をうけたことから、「いじめ対策・不登校支援等推進事業運営協議会」では、実効性のあるいじめの抑止対策のために、法律の専門家である弁護士の方々の専門的知識・経験を生かし、いじめ事例別ワークシートを作成いたしました。平成 30 年度は作成したワークシートを踏まえて小・中・高校のそれぞれの学校種で授業を実践し、学校現場で活用するための工夫や展開例を盛り込んだ本冊子を発行することといたしました。

これまでいじめ予防授業に取り組んでこられた三重弁護士会の方々からは、「いじめの法的な問題点を教えることよりも、児童生徒の人権意識を育てることを主眼におきたい」という願いが語られ、各市町の教育委員会の方、学校現場の先生方からは「教師が工夫をする余地を残しながらも、一つの展開例を示すことで、授業に取り組みやすくしたい」と、協議会委員のそれぞれの思いをもとに議論を重ね、完成いたしました。

みなさま方が日々現場で出会っている子どもたちの未来のために、いじめ予防の取り組みが今後さらに充実していくことを願っております。

平成 30 年度いじめ対策・不登校支援等推進事業運営協議会  
(いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究)

## 「いじめ事例別ワークシート」の目的とねらい

三重県教育委員会では、平成 29 年度に三重弁護士会と連携して、県内公立小中学校のべ 14 校で弁護士によるいじめの防止のための出前授業を行うとともに、出前授業を担当した弁護士や有識者等からの助言に基づいて、いじめの防止のための教材「いじめ事例別ワークシート」を作成しました。

「いじめ事例別ワークシート」は、

- ・いじめの問題に対する一人ひとりの理解を深めるとともに、いじめを生まない学級集団をつくる。
- ・いじめの防止に向けて自ら考え、傍観者にとどまらず行動できる力を育む。
- ・児童生徒及び教員が、いじめの問題に対する人権的、法的な理解を深める。

ことを目的としており、授業を通じて一定の結論を出したり、教員が児童生徒に教え込んだりするのではなく、発達段階に応じた具体的な事例を通じて児童生徒一人ひとりが考え、他の児童生徒との話し合いを通じて自分の意見を深めるものとしています。

また、事例ごとに配置した指導資料には、指導上の留意点や児童生徒が話し合う際のポイントを示すとともに、弁護士から児童生徒及び教員への助言を記載しており、いじめの問題に対する考えが深まるよう作成しています。

本書は、この「いじめ事例別ワークシート」を活用したいじめ防止の授業が、一層効果的なものとなるよう、具体的な活用方法や授業の進め方を示したものです。

# 効果的ないじめ防止の授業に向けた留意点

## 1. 児童生徒一人ひとりが、いじめの問題について具体的に考えること

いじめはいけないと理解していても、加害被害が入れ替わる中で、多くの児童生徒がいじめを経験する現状があります。このため、いじめの問題について改めて考えを深めるためには、できるだけ具体的に考え、「自分ならどうするか、何ができるか」という問いかけを通じて、児童生徒一人ひとりが自分の問題として捉えることが大切です。

## 2. 児童生徒一人ひとりの多様な意見を引き出すこと

いじめの問題は行為を受けている相手側の受け止め方が重要で、同じ行為であっても受け止め方は人により異なります。このため、いじめの問題への理解を深めるためには、児童生徒が自分とは異なる多様な意見に触れることが大切です。児童生徒の多様な意見を引き出すためには、すぐには答えの出ないような判断の難しい問いかけも必要です。

## 3. 自分と異なる意見を受け止め、考える機会を創出すること

それぞれの考え方や立場によって主張しているだけでは、考えは深まりません。自分と異なる意見については、理由なども含めてまずしっかりと受け止め、自分の意見を振り返って考えることで、新たな気づきを得て、考えが深まります。そのため、相手の意見を否定せずに聞くことが大切です。

## 4. 授業を通じて得た気づきを再確認する機会を設けること

授業を通じて得た気づきを一過性のものとしなないためには、気づきを再確認する機会を設けることが大切です。また、得られた気づきを自分のことばにすることは、改めて自分の考え方を再考し、自分の考え方に位置づけることにつながります。「気づき」を「学び」に変えるためには、自分のことばで再確認することが大切です。

## 5. いじめ防止の授業の実施にあたって

いじめ防止の授業では、児童生徒の内心に触れる場合があり、辛い経験をした児童生徒が学級にいる可能性もあります。その中で、自分が伝えた思いを友だちが受け止めて考えてくれることは、互いの関わりや教員との信頼関係を深めることにもつながります。このため、実施にあたっては、互いの違いや思いを受け止められる学級づくりをしておくことや、授業を通じて児童生徒間の関わりをどう作っていくかという視点が大切です。

### ※ いじめ防止の授業実施の時期について

いじめ防止の授業を実施するにあたっては、時期を選ぶことも重要です。例えば年度当初は、互いの理解不足によるコミュニケーションの行き違いが発生しやすい時期であり、また、夏季休業明けの秋以降は、人間関係の変化が起きやすい時期であると言えます。これらのことも踏まえ、いじめ防止の授業は、児童生徒が安心して過ごせる学級づくりと並行して、適切な時期に実施することが大切です。

## 「いじめ事例別ワークシート」を活用したいじめ防止の授業の進め方

### 導入

#### 事例をイメージし、自分に重ね合わせて考える段階

- ・事例を紹介し、人物関係や行為を板書するなどして概要をおさえる。児童生徒一人ひとりのイメージを具体的なものとするには、人物関係や行為を図示することも良い。
- ・事例は簡潔に書かれているため、児童生徒が自らイメージを補って理解する場合がある。そのことは自分に重ね合わせて考えるために有効な場合もあるが、人物関係や行為など事実関係に誤解のないよう説明する。

### 展開 1

#### 問いかけを通じて、児童生徒一人ひとりが自分の問題として考える段階

- ・設問を通じて、登場人物の心情や行動及びその背景を考え、「自分ならどう考えるか」「自分なら何ができるか」を問いかけていくことで、イメージをさらに具体的にし、自分の問題として捉えられるよう促す。
- ・記載の設問番号を参考に、教員用資料に示されている「事例の背景」を適宜伝え、児童生徒の考えに変化を促すことで、一人ひとりが気づきを得たり、考えを深めたりできるようにする。

### 展開 2

#### 自分と異なる考え方や受け止め方に触れ、気づきを得る段階

- ・日頃の学級の状況を踏まえてグループを作り、設問に従って話し合いを行う。人数は、多様な意見が出るよう4～6人程度が望ましい。なお、全員が自分の考え方を話す時間を確保することが必要である。
- ・話し合いの際、教員は、相手の意見を否定せず聞くよう指導し、状況に応じて教員用資料に示されている「クラスでの話し合い」等を参考に、児童生徒に話し合いのポイントを示すなどファシリテートを行う。

### まとめ

#### 授業を通じて得た気づきを再確認し、「学び」につなぐ段階

- ・グループでの話し合いの後、自らの気づきや意見が変わった点を振り返って、ことばにして書くよう指導する。
- ・最後に教員が授業のまとめを行う。その際、教員用資料に示されている「弁護士からのワンポイントアドバイス」も活用しつつ、授業で出された児童生徒の意見を踏まえ、いじめは決して許されないことを教員自身のことばで改めて確認する。

【指導例】事例1-2 小学校（中・高学年）《いじめ事例別ワークシート P.10》  
《意図せずに相手を傷つけてしまうケース》

導入 質問 (1)	事例をイメージし、Aさんの気持ちを考える段階
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例本文の記述や【事例の背景】①をもとに、5人は仲の良い友だちであること、この遊び自体が良くないことを確認し、【事例の背景】②を伝える。</li> <li>以下のロールプレイを行い、それぞれについていじめかどうか問いかける。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①互いに肩にパンチをし合っている様子</li> <li>②一人が相手の肩にパンチし、相手が泣いている様子</li> <li>③一人が相手の肩にパンチするが、相手は笑っている様子</li> </ul> </li> <li>ロールプレイを見て考えた意見を出し合ったうえで、質問（1）を問いかけ、Aさんの気持ちを考えるよう指導する。</li> </ul>

異なる状況を提示して考えることで、多様な意見が生まれます。

※ロールプレイについては、クラスの状況を踏まえ、誰がどのように行うか配慮して実施する必要があります。

展開 質問 (2)	一人ひとりが自分の問題として考える段階
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ロールプレイを見て出し合った意見を踏まえて考えるよう助言する。特に「おかしい」と思うところがなければ、その理由を考えて話し合うよう指導する。</li> <li>話し合いに際し、自分の意見を振り返るためには、自分と異なる意見や、理由をしっかり聞くことが大切であることを伝える。</li> </ul>

Aさんの気持ちになって考えることが大切です。

まとめ 質問 (3)	教員からのまとめを踏まえ、自分にできることを考える段階
	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめは人権侵害であること、いじめの問題は行為を受けている相手側の受け止め方が重要で、友人関係の中で行われることだからこそ、【クラスでの話し合い】①のようなことが実際にあることを伝える。</li> <li>いじめの防止のためには、人の気持ちに気づくことが大切であることに加え、いじめを直接止めるだけでなく、いじめられている子に寄り添うことや、親や先生など周りの大人に相談することも大切であることを伝える。</li> </ul>

【板書例】

(Aさんたち5人)

- ・仲の良い友だち。
- ・休みの日もいっしょに遊んでいる。
- ・休み時間に、5人でかたにパンチし合う遊び。
- ・5人とも楽しそうに笑いながら過ごしている。

【これって、いじめ?】

- ①おたがいにパンチして遊ぶ (意見)
- ②一人がパンチして、相手が泣いている (意見)
- ③一人がパンチするけど、相手は笑っている (意見)

(2) 「おかしい」と思うことを書いて、友だちの意見を聞いてみましょう。

この遊び自体について、どう思いますか?

(3) あなたがクラスの友だちだとしたら、Aさんのために、どんなことができると思いますか?



(1) Aさんの気持ちは?

【指導例】事例6-2 中学校（中・高学年）《いじめ事例別ワークシート P.44》  
《いじめにより学校を欠席するケース》

導入 質問 (1)	事例の内容を正しく理解し、自分にも身近な問題として捉える段階
	<ul style="list-style-type: none"> <li>初読の段階で善悪を判断せず、事例を正確に理解できるよう、3人が互いに向けて行った行為を整理して図示するとともに、【事例の背景】②を含めて3人の関係性を説明する。</li> <li>質問（1）を問いかける中で、【事例の背景】③を含め、Bさん、Cさんの思いを確認し、Aさんの思いを考えることで、3人の友人関係のあり方に目を向け、日頃の友人関係から起こり得る身近な問題として考えるよう促す。</li> </ul> <p style="text-align: right;">友人関係のあり方に目を向けることが大切です。</p>
展開 質問 (2)	考え、話し合うことを通じて、いじめの問題に対する理解を深める段階
	<ul style="list-style-type: none"> <li>互いに向けた行為の理由が、事例の受け止め方に影響する場合も考えられるため、確認し考えた3人の思いを踏まえたうえで、いじめにあたるかどうかの判断は、行為を受けている相手が苦痛を感じているかが重要であることを確認し、それぞれの登場人物の受け止め方を考えるよう指導する。</li> <li>話し合いの後、双方から互いに向けて行われた行為は、いずれもがいじめにあたる可能性があること、いじめにおける加害被害の関係は固定的なものではなく、加害被害が入れ替わる中で、多くの児童生徒がいじめを経験する現状があることを伝える。</li> </ul> <p style="text-align: right;">導入事例を事前に学習しておく効果的です。</p>
まとめ 質問 (3)	教員からのまとめを踏まえ、自分にできることを考える段階
	<ul style="list-style-type: none"> <li>双方から互いに向けて行われた行為の結果、一方が学校を休むという状況は、双方にとって不幸なことであることを確認する。</li> <li>3人がより良い友人関係を築くためにできることを考えることは、自分やクラス内の友人関係を考えることにつながることを伝える。</li> </ul>

【板書例】

(3人の関係と行動)



- 3人は仲が良く、グループで行動している。
- Aさん抜きで行動すると、きげんが悪くなるので、BさんとCさんは気をつけている。
- Aさんには、友だち思いの面もある。

(1) 残念に思うことを書き出してみましょう。

- (Bさん、Cさんの思い)
- Aさんに付き合うのがつらくなってきた。
  - Aさんが嫌いになったのではない。
  - Aさんに悪い所を直して欲しい。

(2) BさんとCさんが、Aさんを無視したことはいじめかどうか考え、友だちの意見を聞いてみましょう。

(3) あなたがクラスの友だちなら、Aさんが学校を休むまでに、どんなことができたと思いますか？



- (Aさんの思いは?)
- 束縛していたのはなぜでしょうか？
  - 休んでいる今の気持ちはどんな気持ちでしょうか？

【指導例】事例5－3 高等学校《いじめ事例別ワークシート P.40》

《いじめを生まない、傍観者を作らない学級づくり》

<p>導入</p> <p>質問 (1) (2)</p>	<p>事例の内容を正しく理解し、自分にも身近な問題として捉える段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いじめの定義（事例集 P.7）について触れ、定義のねらいや、【指導上の留意点】①②を確認する。そのうえで、いじめの問題がなぜ見えにくいのか、クラスメイトの意見を聞きながら考えるよう促す。</li> <li>質問（1）を問いかけ、質問（2）について考える中で、【指導上の留意点】③を説明し、いじめが人権侵害であることや、いじめられた側の自尊心を傷つけるからこそ事実を口にしにくく（事例集 P.11）、いじめられた側が時には笑顔で対応することもあることを伝える。</li> </ul>
<p>展開</p> <p>質問 (3)</p>	<p>いじめのない学級づくりに向け、自ら考え、話し合っ<b>て</b>気づきを得る段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【指導上の留意点】②③を踏まえ、必要に応じていじめの四層構造（事例集 P.37）も示しつつ、いじめは加害被害の二者関係だけで捉える問題ではなく、周囲の生徒が重要な役割を果たしていることを説明する。</li> <li>これまでの経験も踏まえて具体的に話し合うために、<u>クラスメイトや身近な友人の変化にどう気づけるかについては表情、視線、声音など、気づきを得るために何が</u> <u>できるかについては毎日の挨拶、声かけ、気になることを友人や大人に伝えて</u> <u>できるだけ多くの人や方法で確認するなど、状況に応じて話し合うポイントを示す</u>ことも良い。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>話し合いをもとに、「気づきリスト」を作成するなども生徒主体の学習として有効です。</p> </div>
<p>まとめ</p>	<p>教員からのまとめを踏まえ、「学び」につなぐ段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小さなことだと思えても、自分の意識の変化や毎日の行動がいじめを生まない学級づくりにつながることや、互いに支え合う学級に向けた思いを、最も身近な存在である教員が、自分のことばで伝える。</li> </ul>

【板書例】

◎いじめの定義

（いじめ防止対策推進法）

- 幅広くいじめを捉えることで、早い段階で対応し、重大な結果を防止することがねらい

**いじめの問題は、相手の立場に立って考えることが大切**

【いじめの見えにくさ】

- 一定の人的関係があるからこそ分かりにくい。他の人に言いにくい。
- インターネットなど、そもそも見えにくい手段がある。

(1) いじめているつもりがなくても、嫌な思いをしている可能性がある例

- 挨拶がわりに肩を叩く
- あだ名で呼ぶ
- 無断で写真を撮ってアップする等

(2) いじめはなぜ口に出しにくい？

- 相手の気持ちも見えにくい
- 相手との今後の関係

**そもそもいじめ被害は口に出しにくいもの**

**いじめは自尊心を傷つける行為**

- いじめは被害者と加害者だけの問題ではない
- 周囲がどう行動するかが大切

(3) クラスメイトの変化に気づくために、どんなことができるかを考え、クラスメイトの意見を聞いて考えを深めよう。

## 【参考1】いじめ防止の授業における児童生徒からの質問及び回答例

※ 児童生徒からの質問に対しては、以下を参考に丁寧に答えつつ、児童生徒の意見を引き出すことで、考え、話し合う機会とすることが大切です。

Q1 なぜ、些細なことまでいじめとして取りあげるのですか。いじめ、いじめと言  
い過ぎではないのですか。

どんなことをいじめとして取りあげるかは、法律（いじめ防止対策推進法）で定められていま  
す。悲しいことですが、過去には、いじめを受けたことによって、いじめられていた子が命を絶つ  
など重大な結果になってしまった事案もあります。このため、法律では、いじめにより重大な結果  
になることを防止するため、できるだけ早い段階で対応できるよう、相手がどう感じるかを大切に  
し、積極的にいじめとして取りあげるよう求めています。積極的にいじめとして取りあげるのは、  
いじめを解決することが目的です。

Q2 いじめているつもりがなくても、相手の受け止め方によっていじめになるのは  
おかしいのではないですか。

法律（いじめ防止対策推進法）では、相手が心身の苦痛を感じているものをいじめとしています  
ので、相手に対して行ったことが、いじめにあたるかどうかについては、相手がどのように感じて  
いるかが重要です。

一人ひとり、性格も考え方も違うのと同じように、自分に向けられた言動を、どのように受け止  
めるか、どのくらい苦痛に感じるかは人によって違います。例えば他の人が嫌だと思わないこと  
でも、あなたは嫌だと思ってしまうかもしれません。大切なことは、相手の立場に立って考えることです。

Q3 いじめられている側にも悪いところがあるから、いじめられるのではないので  
しょうか。

例えば、他の人に迷惑をかけてしまったからといって、その人をいじめて良いという理由にはな  
りません。もしも、他の人に迷惑をかけることをしている人がいるなら、その人をいじめるのでは  
なく、周囲の大人に相談したり、みんなで話し合ったりするなど、他に解決する方法があるはず  
ですし、そういう方法を考えるべきです。

誰にだって、そんなつもりはなくても他の人に迷惑をかけてしまうことがあります。そんな時、  
あなたは自分がいじめられても仕方がないと思いますか。

Q4 以前、相手からも嫌なことをされたのに、自分のしたことがいじめになるのは  
おかしいのではないのでしょうか。

以前に相手から嫌なことをされたからと言って、今度は自分が仕返しても良いということにはな  
りません。相手にされた嫌なことは、それ自体がいじめにあたる可能性があります。いじめられ  
たからといっていじめで返していたら、いじめはいつまでたってもなくなりません。周囲の大人に  
相談したり、みんなで話し合ったりすることなどを通じて、お互いに相手の立場に立って考えるこ  
とが大切です。

## 【参考2】弁護士によるいじめ防止の授業での実際の説明内容（例示）

### 1. いじめは人権侵害

人権とは、誰もが生まれながらに持っている権利です。私たち弁護士は、人権を次の3つの権利で説明しています。

①安心して生きる権利 ②自信を持って生きる権利 ③自由に生きる権利

もし、いじめの被害に遭ってしまったら、「学校に行きたくない」という気持ちになってしまいます。つまり、安心して学校に行けない状態です。

また、いじめられている子は、「自分はなぜいじめられるのだろうか？もしかしたら自分が悪いのだろうか？」という思いを持ちます。こういった思いを持ち続けるうちに、自分に自信が持てなくなり、自由な生活ができなくなります。

さらに、一度いじめを受けると、「またいじめられるのではないか」と不安な気持ちになってしまい、自由な生活ができなくなります。

いじめは、この3つの権利、つまり人権を侵害する行為であり、決して許されないものです。

### 2. いじめられている子どもの心

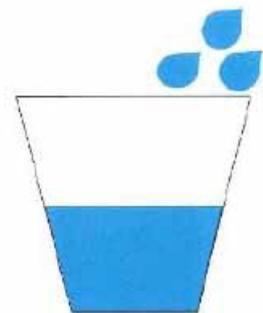
心のコップに水（辛い思い・ストレス等）を入れると、段々一杯になり、最後には溢れてこぼれてしまいます。

コップに水が半分程度の段階では、いじめられている子も苦笑いができるかもしれませんが、しかし、水が一杯になってしまったら、もう笑顔を作る余裕はありません。

コップに水が一杯になっているところに、最後の一滴が入れられてしまったら、水は心のコップから溢れてこぼれてしまい、重大な結果につながってしまうかもしれません。

最後の一滴は、大きなできごととは限りません。ほんの些細と思われることでも、最後の一滴になります。

コップの水を増やさないことはもちろんですが、いじめられている子に寄り添ったり、周りの大人に相談したりして、コップの水を減らすことが大切です。



### 3. いじめを周りで見ている子（傍観者）の役割

いじめをなくすために重要なのは、周りで見ている子がどう行動するかです。

いじめている子は、いじめをやめないといけない。この先、自分がいじめられるかもしれませんし、いじめられている子の立場になって考えることが大切です。もしかしたら、いじめている子にも、悩みや不安があるのかもしれません。

いじめられている子は、必ず誰かに相談をして欲しい。

面白がって見ている人は、一緒になっていじめているのと同じです。面白がって見ている人がいなくなれば、いじめがなくなるかもしれません。

一番重要なのは周りで見ている子です。なぜなら、周りで見ている子が一番たくさんいるからです。周りで見ている子たちが、「いじめはやめよう」と働きかければ、いじめがなくなるかもしれません。また、いじめられている子を支えることもできます。たくさんの子たちに支えられることで、気持ちが強くなります。周りで見ている子たちにもいろんな子がいますが、いじめをなくすためにそれぞれができることを考え、実行することが大切です。

平成30年度いじめ対策・不登校支援等推進事業運営協議会 委員  
(いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究)

(五十音順、敬称略)

伊 藤 正 朗 (三重弁護士会推薦弁護士)

(委員長) 瀬 戸 美奈子 (国立大学法人三重大学教育学部教授)

田 上 清 乃 (三重弁護士会推薦弁護士)

谷 岡 伸 悟 (桑名市教育委員会事務局学校支援課主幹 (生徒指導担当))

田 淵 元 章 (三重県立津工業高等学校校長)

中須賀 友 亮 (三重弁護士会推薦弁護士)

東 光 司 (紀北町教育委員会事務局学校教育課課長補佐)

姫 野 武 (伊賀市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導教職員係長)

